(別添資料－３）中間報告書概要

マネジメント技術を活用したロックフィルダム建設試行
中間報告概要

今回とりまとめた中間報告は、平成 14 年度から平成 17 年度までの現地ヒアリング結果とモニタリング調査結果により、効果と課題等をとりまとめたものであります。なお、森吉山ダムでは、原石山工事、堤体工事の最盛期を迎えておりますが、胆沢ダムでは、先行工事の原石山準備工事ならびに基礎掘削工事が完了しているものの、引き続き着手した堤体盛立工事、原石山材料採取工事及び洪水吐き打設工事の本格化は、平成 18 年度以降となるため、現段階では本施工管理システムの有効性・課題等について全てを評価することは出来ませんが、これまでのモニタリング調査（平成 14 年度～ 17 年度）により一定のデータが蓄積されたことから、以下の評価方針に基づき中間的な報告を行うものです。

中間報告とりまとめにあたっては、本施工管理システムを構成する「分離発注方式」と「マネジメント技術活用方式」の二つに区分して整理しております。

１.「分離発注方式」の効果と課題

【分離発注のねらい】

施工内容や技術特性から工事を分離し、分離した工事毎の技術的専門性に応じた的確な技術要件を設定することで、発注時における市場の競争性を高めるとともに、現場における企業間の技術的競争性を高め、個々の工事はもとよりプロジェクト全体の品質の保持、コスト縮減等を効果的に推進する。

【効果】

○材料の品質に関し、工事請負者間相互の意識（技術的競争性の向上）が高まっており、材料品質の保持に向けた積極的な取り組みが見られる。

○工事を独立させることで、発注者のコスト管理が容易になる。

○全体工程の中における分離された各工事の位置付け・役割・責任について各工事請負者の意識が高まり、各工事における工程管理、安全管理等の確実性の向上につながっている。

○分離した工事毎の技術的専門性に応じた的確な技術要件を設定することで、発注時における市場の競争性が高まる。

○分離発注された各々の工事毎に工事成績評定を行うことになるため、一括発注に比較して、企業の技術的評価がより適正に行いやすい。

【課題】

○ 品質の向上とコストはトレードオフの関係になりやすく、必要以上の品質追求はコストの増加につながる恐れがある。

○一括発注に比較して、発注者のコスト管理に対する負担（人員・コスト等）が増加している。

○分離された工事間の施工調整業務は、新たな発注者の負担となる。

○分離されたある工事にトラブルが発生し、他方の工事に損害が発生した場合の調停等は、新たな発注者の負担となる可能性がある。

○先行、後発工事の形態の分離発注は、後発工事を担当する工事請負者の技術的任意性の範囲を縮小するといったリスクが高い。

2.「マネジメント技術活用方式」の効果と課題

【マネジメント技術活用のねらい】

発注者、監理業務者、工事請負者の三者構造にするとともに、民間等の優れた施工管理技術（マネジメント技術）を積極的に活用することで、施工管理体制の強化と現場における三者間の技術的競争性を高め、プロジェクト全体の品質の保持、コストの縮減等を効果的に推進する。

【効果】

○監理業務者が加わることにより、現場における品質管理体制が強化されることや、現場における技術的競争性の向上により、品質の保持に向けた積極的な取り組みがみられる。

○監理業務者より、基礎掘削方法や材料の有効活用に関し積極的な提案がなされており、コストの縮減や適正な工程管理に効果が見られる。

○監理業務者が分離された各工事間の工程管理、工事間調整を実施するとともに、全体工程における各工事請負者の役割分担を明確に示すことにより、各工事請負者の施工管理・安全管理等に対する責任と緊張感が適切に保たれ、全体として適正な工程管理が推進されている。

○監理業務者は常に高いコスト縮減意識をもって活動しており、コスト縮減に貢献している。

○インセンティブ付与を導入したことにより、コスト縮減提案活動の活性化に一定の効果がみられた。

○監理業務者に施工調整対象工事に係る施工計画の検討及び構造物の設計について、施工面からの妥当性、コスト縮減方策などの観点から照査を行わせることにより、設計と施工の技術的一体性の確保に効果がみられる。

○発注者、監理業務者、工事請負者の三者構造になることで、「意志決定速度の低下」が懸念されたが、監理業務者より発注者の技術的判断に必要となる情報・資料が高い精度で提供されるため、むしろ意志決定速度は向上している。

【課題】

○これまで、インセンティブ付きコスト縮減提案の採用は胆沢ダムの１件のみと少なく、提案件数も徐々に減少しているなど、監理業務者のインセンティブとして十分機能していない。

○マネジメント業務の効果と適正な費用のあり方という視点からの調査・検討はこれまで行われていない。マネジメント業務が配置技術者個人の能力に強く依存しており、こうした技術者個人能力と貢献度をどのように客観的評価し、これに対しどの程度の報酬を支払うのか、本社・支社支援等も含め、マネジメント業務の効果と適正な費用のあり方について検討していく必要がある。

○監理業務者の業務範囲について、拡大すべきとの意見、発注者が最終責任を負う以上拡大については慎重とすべきとの意見。また、権限を拡大し、責任を取れる仕組みにすべき等、多様な意見が出されているが、今後も現行の業務範囲を継続することとし、モニタリング調査でこの点をさらに検討していく必要がある。

○マネジメント技術活用方式導入に際して、我が国ではＣＭ契約約款等が未整備であり、本試行においては、現行契約書・仕様書等の運用において新規作成・仕様書の追記等で対応してきたが、今後さらに本試行を継続する課程で出てくる課題に対処できるように契約約款を改善し、公共土木工事（ダム建設工事）に適用可能な日本型マネジメント業務契約約款（案）の整備について検討していく必要がある。